

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年 6月28日
【会社名】	鴻池運輸株式会社
【英訳名】	Konoike Transport Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼社長執行役員 鴻池 忠彦
【本店の所在の場所】	大阪府中央区伏見町四丁目3番9号
【電話番号】	06(6227)4600(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区伏見町四丁目3番9号
【電話番号】	06(6227)4600(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 財務経理本部本部長 中谷 光弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)株主総会が開催された年月日

平成30年6月27日

(2)決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社グループの事業内容の多様化及び今後の事業展開に備え、事業の目的事項を追加、修正するとともに、一部号数の繰下げを行うものであります。

当社では、取締役会の一層の活性化ならびに経営体制の強化、意思決定の迅速化などを図ることを目的として平成15年に執行役員制度を導入していますが、これを定款上明確にした上で、業務執行の最高責任者である社長は執行役員の役位とし、執行役員の中から社長を選定するとともに、取締役の員数を20名以内から10名以内とするものであります。また、これらに伴い、現行定款の取締役に関する規定ならびにその他の関連規定につき修正を行うものであります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、経営の透明性をより高めるため、相談役に関する規定を削除するものであります。

その他、上記の変更に伴う条数の変更のほか、所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、辻 卓史、鴻池 忠彦、鴻池 忠嗣、中山 英治、竹島 徹郎、木村 直樹、大田 嘉仁を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、藤井 昭夫を選任する。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果	
					賛成割合(%)	可否
第1号議案	510,387	13,605	11	(注)1	96.4	可決
第2号議案				(注)2		
辻 卓史	517,094	6,731	178		97.7	可決
鴻池 忠彦	514,994	8,831	178		97.3	可決
鴻池 忠嗣	517,206	6,619	178		97.7	可決
中山 英治	517,207	6,618	178		97.7	可決
竹島 徹郎	517,207	6,618	178		97.7	可決
木村 直樹	516,923	6,902	178		97.6	可決
大田 嘉仁	515,715	8,110	178		97.4	可決
第3号議案				(注)2		
藤井 昭夫	506,344	17,647	12		95.6	可決

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本定時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上